

市町村名	制度名	制度の内容	対 象								制 限 (所得・その他) 備 考					
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳				療育手帳						
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級		6級	A1	A2	B1	B2
10 香南市	市営バス事業	普通旅客使用料の5割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護者が必要な方は割引が介護人にも適用
	医療機関送迎サービス事業	市内外の医療機関への送迎（補助） 利用は月1回まで 市内は無料 市外はタクシーチケット （高知市5,000円、近隣市3,000円を上限）	○			○	○	○	○	○	○	○	○			身体障害者手帳所持者のうち、下記①②の者が対象 ①視覚障害の障害等級が1級又は2級の者 ②下肢機能障害又は体幹機能障害の障害等級が3級以上の者 介護保険の要介護2～5は対象 市民税課税者、家族送迎が可能な者、公共交通機関を利用可能な者は対象外
	社会参加のための外出支援サービス事業	市のリフト付き公用車（移送用車両）による、社会参加のための外出支援（無料） ※利用は、年間60時間まで	○			○	○					○	○			身体については手帳1、2級のうち障害により臥床している者又は車いす利用者で、一般交通機関の利用が困難な者に限る 市民税課税者は対象外
	重度心身障害児（者）医療費助成（福祉医療）	医療費の自己負担分を助成						○						○	○	世帯の総所得が200万円以下の方（65歳以上の方は、住民税非課税世帯の方）
11 香美市	市立施設入場料	香美市立美術館入場料の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手帳を所持する方の介護者1人まで無料
		施設入館料本人5割引 ①香美市立やなせたかし記念館 アンパンマンミュージアム ②香美市立やなせたかし記念館及び詩とメルヘン絵本館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護者（身体は1種のみ）1人まで5割引
	福祉タクシー料金助成事業	香美市内医療機関への通院、買い物、社会参加等にタクシー利用した場合に一部助成（特殊疾患の場合は市外医療機関も可） 片道につき料金から1,000円を除いた1/2 ※年間36枚（1枚の上限額4,000円） 年度途中の申請の場合、残り月数×3枚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害の有無に関係なく、満70歳以上も対象 視覚障害の1級、又は下肢・体幹機能障害の1級若しくは2級の手帳をお持ちの方は、片道につき、1,000円を除いた料金の全額助成
	市営バス	普通旅客使用料の5割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護者が必要と認められた場合に限り割引が介護人にも適用 ※障害の有無に関係なく、満75歳以上は無料
12 東洋町	町移動支援	障害者交流グループ活動送迎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	制限なし 町長が必要と認めた者
13 奈半利町	重度心身障害児・者医療費助成制度（福祉医療）	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成 ※身体障害者手帳3級について町単独にて継ぎ足し						△				○	○	△		平成15年10月1日以降、新たに認定された65歳以上の人は、市町村住民税非課税世帯を除き対象外
	外出支援サービス事業	福祉、保健、医療施設等の利用、日常生活のための買い物をするために必要となる送迎について、月額5,000円（一部地区は月額8,000円）を上限として助成				○	○									対象者：身体障害者手帳1級・2級 自己負担：費用の1割（生活保護世帯無料）
14 田野町	重度心身障害児・者医療費助成制度（福祉医療）	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成 ※身体障害者手帳3級について町単独にて継ぎ足し ※1Q45以下でかつ前年世帯所得200万円以下の方について町単独にて継ぎ足し				○	○	○	△	△	△	○	○	△	※2	平成15年10月1日以降、新たに認定された65歳以上の人は、市町村住民税非課税世帯を除き対象外 ※1 18歳未満で身体障害者手帳4級かつ療育手帳B1をお持ちの方 ※2 18歳未満で療育手帳B1かつ身体障害者手帳3級、4級をお持ちの方 ※3 身体障害者手帳4級～6級をお持ちの方で入院治療を受けた方
	外出支援事業	タクシー料金の助成 月額3,000円のうち1割自己負担														概ね65歳以上の高齢者または高齢者のみの世帯であって、下肢の不自由な者、また、自宅から田野町コミュニティバスの運行路線（休止路線を含む）まで1キロメートル以上離れており、かつ、運転免許を保有しない者
	コミュニティバスの運賃免除	運賃全額免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前に減免申請を要する

市町村名	制度名	制度の内容	対 象								制 限 (所得・その他) 備 考					
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳			療育手帳							
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級		6級	A1	A2	B1	B2
15 安田町	町営住宅への優先入居	一般世帯向け住宅への入居に際し、優先的に選考して入居させる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	福祉ハイヤー事業	ハイヤー料金の助成 年間7,000円 (500円券×14枚)				○	○	○				○	○		肢体不自由1、2級 視覚障害1、2級 下肢障害1、2、3級 体幹機能障害1、2、3級 要介護3～5 80歳以上の独居、高齢世帯	
	福祉医療費助成	医療費の自己負担分を助成						○							前年町民税非課税世帯	
16 北川村	村営バス運賃	5割引 (第1種、2種とも5割引) 本人のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		身体障害者手帳所持1種、療育手帳所持A1・A2は介護者も5割引
	タクシーチケット (外出支援事業)	障害者、高齢者に対し、身体的な状態により公共交通機関を利用できない人に交付	精神・身体に区別なく、公共交通利用が困難な概ね65才以上の人													
	村営施設 (中岡慎太郎館) 入館料	身障手帳1・2級は本人及び介護者1名が無料				○	○									
	村営施設 (モネの庭) 入館料	身障手帳1・2級、精神手帳1級、療育手帳A1・A2は本人及び介護者1名が無料	○			○	○						○	○		
17 馬路村	温泉入浴券	村内の温泉の無料入浴券12回分を助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※平成24年4月以降は、精神(精神通院含む)、身体、療育手帳所持者全て対象
	福祉医療助成	重度障害のある人の医療費について医療保険の自己負担分を助成 身体障害者手帳3級について申請により償還払				○	○	○	○	○	○	△				市町村民税非課税世帯 (身体障害者手帳3級) 平成15年10月1日以降新たに認定された65歳以上の者は市町村民税非課税世帯
18 芸西村	福祉タクシー	年間500円利用券×26枚				○	○	○							要介護3以上	
	福祉医療助成	医療費の一部負担金を助成						○					○		平成15年10月1日以降に65歳以上で認定された者は市町村民税非課税世帯、65歳未満又は平成15年9月30日以前に認定された者は世帯所得300万円以下	
19 本山町	福祉タクシー	病院か歯科医院をタクシー (指定2社) を利用して受診した際、町内区間の基本料金を除いた金額を助成する。	手帳の所持にかかわらず75歳以上の者													
	福祉バス	本山町、土佐町、大豊町内の病院か歯科医院をバスを利用して受診した際にバス料金を助成する	手帳の所持にかかわらず70歳以上の者													
20 大豊町	福祉タクシー (タクシーチケット)	タクシー利用料金の助成 年間18,000円 (500円×36枚) (申請月から年度末までの月数×3枚)	○	○		○	○	○				○	○			
	町民バス運賃	無料	手帳の所持にかかわらず無料													
21 土佐町	福祉タクシー	町内区間。(透析患者が人工透析治療のため利用する場合は、嶺北中央病院までを利用区間とする) タクシー料金の基本料を除く金額を助成 (通院に限る) (申請月から年度末までの月数×①3枚、月数×②2枚)	○	○	○	○	○	○	○	○	○				①身障手帳1、2級年間36枚、療育手帳△年間36枚、透析患者(特定疾病療養受療証所有者)年間36枚、精神障害者保健福祉手帳1～3級年間36枚②その他年間24枚 (3、4級については下肢障害のみ対象)	
	高齢者通院バス料金助成	土佐町又は本山町内の病院・医院に通院した際に、嶺北観光バス又は県交通バスを使用した場合にバス料金を助成 (ただし、他の制度により通院手当を受領している者は対象外とする)	手帳の所持にかかわらず70歳以上の者													
22 大川村	福祉バス	自宅から村内全域の送迎を行う (透析患者、在宅酸素利用者については村外医療機関への送迎も行う)。	65歳以上の者 常時通院、加療を要する者 障害を有することにより自身で運転できない者 等													
	通院バス利用料金助成	大川村内から土佐町田井営業所までの区間で通院時にバスを利用した者へ対して料金を全額助成する制度。	○	○	○	○	○	○				○	○		利用者本人が住民税非課税であること 他制度にて割引があれば、割引後の金額を助成する	
	通院支援バス	公共交通バスでの通院が困難な者に対する制度。ただし、通院バス利用料金助成により公共交通バスでの通院が可能な場合は、その助成を優先させるものとする。	手帳の所持にかかわらず70歳以上の者													

市町村名	制度名	制度の内容	対 象												制 限 (所得・その他) 備 考		
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳					
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1		B2	
23 いの町	心身障害児福祉年金	在宅で心身障害児を監護している者に心身障害児福祉年金を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図る 年額60,000円（身体1級及び2級、知的A1及びA2、精神1級） 年額36,000円（身体3級、知的B1、精神2級）	○	○		○	○	○					○	○	○	心身障害児とは、知的障害児、身体障害児、精神障害児で20歳未満であること	
	福祉タクシー・ガソリン	在宅の重度障害児・者が通院、通勤、会合及び訪問等にタクシー又は自家用車等を利用する場合その料金又はガソリンの一部を助成する タクシー利用券年額15,000円（500円×30枚） ガソリン利用券年額15,000円（500円×30枚） ※タクシー・ガソリン利用券のどちらか一方を交付。 ※年度途中に受給資格対象となった場合は、交付枚数が減される				○	○	○					○	○	○	身体障害者手帳所持者のうち、 ①視覚・下肢・体幹障害3級以上の者 ②上肢・内部障害1級の者が対象	
	町営バス運賃	5割引本人のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	町立施設入場料	町立施設の入場料減免 障害のある人と介護者1人の入場料を2分の1減免 ①紙の博物館 ②ギャラリー・コバ	○	○	○	○	○						○	○	○		
		大人料金のみ200円割引 ①土佐和紙工芸村クアハウス ②吾北むさび温泉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①町内に住所を有している方のみ割引対象
	町営住宅	町営住宅入居者選考につき、住宅困窮度が高いと考えられるため優先的に選考して入居させることができる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入居資格収入認定額の認定月額が214,000円以下
	福祉医療	医療費について、医療保険の自己負担分を助成						○						○		平成15年10月1日以降に65歳以上で認定された者は非課税世帯で本人所得200万円以下、65歳未満又は平成15年9月30日以前に認定された者は本人所得200万円以下 入院時食事療養費は助成の対象外 助成を受けるには受給者証の交付を受ける必要がある 自己負担分を申請し償還払い	
24 仁淀川町	福祉タクシー・ガソリン	町内のタクシー券・ガソリン券を支給（双方に使用可） 年間13,440円（560円×24枚）	○	○		○	○	○					○	○	○	身体障害者手帳所持者については、2級以上だが、下肢・体幹障害は3級以上	
	町定期路線バス運賃	手帳を所持している本人、介護人（1名）とも5割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	町コミュニティバス運賃	同上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	町営住宅への優先入居	町長が割当てをした町営住宅へ優先的に入居できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	収入認定月額259,000円以下（暴力団員でなく、町税を滞納していない者）	
	外出支援サービス	重度身体障害者に対して車椅子送迎車を利用して外出支援を行う														寝たきり等の重度心身障害者（手帳の所持にかかわらず）	
	障害児（者）送迎サービス等助成事業	事業所への通所に係る費用の助成														「生活介護（通所によるもの）」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「就労移行支援」 「就労継続支援A型、B型」 「短期入所」「日中一時支援」の各通所事業所への通所費用を償還払い（上限1,860円） もしくは、事業所が送迎を行った場合には、事業所に対し一律片道1,860円を補助	

市町村名	制度名	制度の内容	対 象								制 限 (所得・その他) 備 考				
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳			療育手帳						
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級		6級	A1	A2	B1
25 中土佐町	中土佐町立美術館入館料	入館料の免除 (200円)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中土佐町障害福祉サービス利用者交通費助成事業	就労継続支援事業所や就労移行支援事業所を利用している障害者に対して交通費の助成を行う交通費の助成は、定期券を購入する場合のみとし、購入金額の2分の1を助成する(ただし、事業所等から交通費の助成を受けることができる場合は、定期券の購入金額から事業所等からの交通費助成額を除いた額の2分の1を、町が助成するものとする)				対象者は、法第29条又は、30条の規定により町から訓練等給付費等の支給を受けている者で次のいずれかの条件を満たすものとする (1) 20歳未満の障害者(児) (2) 工賃等以外に収入がない								ただし身体障害者手帳及び療育手帳による運賃割引制度が利用できる者を除く	
	高齢者等外出支援事業(バスパス)	対象者にバスパスを交付し、町の指定する民間の路線バスについて、無料で乗車できるようにする(乗車回数の制限はなし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65歳以上の高齢者等も対象。乗車できるのは、町内路線のほか四万十町窪川、須崎市多ノ郷まで
	高齢者等外出支援事業(福祉タクシー事業)	在宅の重度障害者にタクシーチケットを交付する(指定2業者のみ使用可) 年間11,200円(560円券×20枚)	○			○	○	○	3級は視覚障害のみ		○	○			80歳以上の高齢者介護保険の要介護度が4又は5の方。交付にあたっては、町民税の滞納がないことが条件
	中土佐町障害者外出応援支援事業(福祉タクシー事業)	在宅の重度障害者及び障害児に対して、タクシー券又はガソリン券を支給 年間11,200円(560円券×20枚) ※ガソリン券はタクシー利用可※指定業者のみ利用可	○			○	○	○	腎臓・呼吸機能障害1級 視覚障害3級以上 上肢・下肢又は体幹機能障害2級以上		○	○			ただし、腎臓・呼吸機能障害は1級。上肢・下肢又は体幹機能障害は2級以上、視覚障害のみ3級以上で移動支援の支給決定を受けている方 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、移動支援の支給決定を受けている方
26 佐川町	福祉タクシー	タクシーチケット(1枚500円券)を交付することにより、医療機関等への移動経費の助成を行うとともに、社会参加の促進を図る	○	○		○	○	○	○					精神1級36枚、2級24枚 身障1・2級48枚、3級30枚、 4級9枚 療育A1・A2級36枚、B1・B2級24枚 交付枚数は年度中4ヶ月ごとに3分の1ずつ減少 福祉ガソリンとの併用不可	
	福祉ガソリン	ガソリンチケット(1枚500円券ただしバイク用は1枚200円券)を交付することにより、医療機関等への移動経費の助成を行うとともに、社会参加の促進を図る	○	○		○	○	○	○					精神1級36枚、2級24枚 身障1・2級18枚、3級12枚、 4級3枚 療育A1・A2級36枚、B1・B2級24枚 交付枚数は年度中4ヶ月ごとに3分の1ずつ減少 18歳以上の身体障害者手帳所持者は、本人名義の車を本人が運転する場合に限り交付 福祉タクシーとの併用不可	
	町立青山文庫入場料	入場料の免除 障害のある人と介護者1人	○	○	○	○	○	○	○					高知県又は高知市が発行した長寿手帳所持者及び佐川町内在住の65歳以上の高齢者も対象	
	町立地質館観覧料	観覧料の減額 障害のある人と介護者1人	○	○	○	○	○	○	○					高知県又は高知市が発行した長寿手帳所持者及び佐川町内在住の65歳以上の高齢者も対象	
	町立桜座入場料	入場料の減免 障害のある人と介護者1人	○	○	○	○	○	○	○						
	町民プール使用料	使用料の減免(半額と免除の場合に分かれる) 障害のある人と介護者1人	○	○	○	○	○	○	○	いずれも町内在住の方に限る				・左記対象区分の手帳所持者について、1級又は2級の方とその介護者は免除となる。 ・身体障害者手帳(1級又は2級の方を除く。)の所持者について免除となる。 ・左記対象区分の手帳所持者について、併設しているサウナ風呂の減免が受けられるのは1級又は2級の方とその介護者は免除となる。 ・佐川町内在住の65歳以上の高齢者も対象。(時間帯により半額と免除の場合に分かれる。)	
	さかわぐるぐるバス	手帳所持者本人及び介護者1名につき料金の5割を減免	○	○	○	○	○	○	○					ただし、身体障害者手帳4級以下の方の介護者は障害者本人が12歳未満であること。また、療育手帳の方の介護者は障害者本人が第1種知的障害者と認定されていること。	

市町村名	制度名	制度の内容	対 象								制 限 (所得・その他) 備 考				
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳			療育手帳						
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級		6級	A1	A2	B1
27 越知町	福祉タクシー	通院、会合その他社会的活動にハイヤー、タクシーを利用する場合その料金の一部を助成する年間13,440円(560円券×24枚)	○	○		○	○	○			○	○			タクシーかガソリンどちらかを 選択
	福祉ガソリン	通院、会合その他社会的活動に自家用車を利用する場合そのガソリン代の一部を助成する年間13,440円(560円券×24枚)	○	○		○	○	○			○	○			
	町民バス運賃	手帳の所持者について町民バス運賃の5割相当額を減額。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28 梶原町	梶原町人工透析者通院費助成事業	人工透析に通院している者に支給				○									470円/回を支給
	思いやり家庭支援金	梶原町において、在宅で介護をしている家庭に支給	障害支援区分 4以上												月額10,000円を6期に分けて支給
	障害者等移動支援事業	屋外の移動が困難な障害児・者等の外出のための支援を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	費用は要綱に定める単価の100分の90を委託した団体に支払う。
	雲の上のいきいきチケット事業	タクシー基本料金の額を助成(障害者割引を行っている場合は、比較して低い方)年間12往復分チケット交付	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	75歳以上の高齢者
	重度心身障害児・者医療費助成制度	65歳を過ぎて対象になった方の内、市町村民税課税世帯の者及び県外から梶原町の施設に入所し、高知県以外の市町村からの医療費の助成対象外の者				○	○				○	○			医療保険の自己負担分
29 日高村	日高村福祉券支給事業	在宅の重度障害者及び障害児に対して、タクシー券、又はガソリン券を支給年間15,000円(500円券×30枚)	○	○		○	○			○	○	○	○	・平成27年4月1日より変更・申請月によって減額する。 4～6月・・・30枚(15,000円) 7～9月・・・23枚(11,500円) 10～12月・・・15枚(7,500円) 1～3月・・・8枚(4,000円)	
30 津野町	津野町福祉タクシー事業	通院、買物等にタクシーを利用する場合その料金の一部を助成する400円券、上限年間24枚(乗車1回につき、複数枚利用可)	○	○	○	○	○	○			○	○		80歳以上の高齢者も対象	
	総合保健福祉センター里楽(温水プール等)利用	利用料の減額100円引き/回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65歳以上の高齢者も対象 ※町内の方のみ対象	
31 四万十町	福祉タクシー	対象者にタクシー、バス両方で使用できる利用券を年度毎に1冊交付(申請不要)。自宅から役場(支所)までの距離により、1冊の綴り枚数が異なる。 ・5キロ未満・・・年間6,000円(100円券×60枚) ・5キロ以上10キロ未満・・・年間9,000円(100円券×90枚) ・10キロ以上・・・年間12,000円(100円券×120枚)	○	○		○	○				○	○		四万十町に住所登録があり、当該年度末において80歳以上となる者、もしくは、左記の対象者のいずれかに該当する者。	
	美術館観覧料	観覧料の免除 障害者及び介護者1名	○	○	○	○					○	○	○		
	腎臓機能障害者通院費助成	定期的な通院による透析療法者に対して1ヶ月5,000円以内の助成 週2回以上4週以上継続又は、月8回以上通院 四万十町から町外の医療機関に通院													じん臓機能障害による人工透析を 通院により受けている者
32 大月町	大月町生活交通バス運行要綱	手帳所持者などに対するバス料金への助成(無料) 条件は備考欄のとおり	○	○	○	○	○				○	○	○	町内に住所を有する次の者(無料) ①満70歳以上の者 ②町内の病院・医院に通院し、病院・医院が発行する証明書を所持する者 ③身体障害者1級・2級の者 ④療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ⑤町内の小中学校にバス通学する児童・生徒	
	じん臓機能障害者通院費助成	人工透析により町外に通院している者に対し、1ヶ月7,000円を限度に通院費を助成。												1週間2回以上を4週間以上継続、又は月8回以上通院している者 助成金は年3回(7・11・3月)、4ヶ月分を支給	

市町村名	制度名	制度の内容	対 象								制 限 (所得・その他) 備 考				
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳			療育手帳						
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級		6級	A1	A2	B1
33 三原村	三原村福祉タクシー 事業	バス等通常の交通機関を利用することが困難な者 タクシー会社2社 530円・400円(基本料金)×24 回(年間利用限度) ※利用1回につき1枚				○	○	○							身体障害者手帳所持者については、①下肢又は体幹に障害がある者は3級以上、②視覚に障害がある者は2級以上
	じん臓機能障害者通 院費助成	透析療法のうち定期的通院に よって透析療法を受けている者 に対し、1ヶ月5,000円以内の 扶助を行う													村内に在住しており、月8回以上通院している者に限る。 (住民票は村内にあっても、実際住んでいる場所が村外の場合は対象外)
34 黒潮町	黒潮町重度心身障害 児(者)福祉手当	知的障害児(者)、身体障害児 (者)又はその保護者に対して 年1回10,000円を支給	○			○	○					○	○	制限については条例参照	
	じん臓機能障害者通 院費扶助	透析療法のうち定期的通院に よって透析療法を受けている者 に対し、1ヶ月に8回以上通院 した場合に5,000円以内の扶助 を行う													1ヶ月に8回以上の通院により 人工透析を受けている者